令和2年度公正取引委員会調達改善計画の年度末自己評価結果 (概要)

令和3年7月1日公正取引委員会

1 重点的な取組【少額随意契約の更なる改善】

少額随意契約の更なる改善のため、平成28年度末から導入を開始したオープンカウンター方式による調達を積極的に実施することとしており、令和2年度においては、32件(契約業者なしとなった案件を含む。)実施した(令和元年度は31件)。

令和2年度のオープンカウンター方式による調達の1件当たりの競争参加者は平均約11者で、令和元年度の平均約7者を上回った。また、32件中6件について、令和元年度までは受注のなかった業者が契約者となっており、オープンカウンター導入前に比べて競争性の向上が図られている。さらに、令和2年度において前年度と発注内容が類似している調達案件が10件あり、このうち9件において前年度に参加していなかった業者が参加しており、競争性の確保が図られている。

2 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

- ア 入札説明書等を入手したものの応札しなかった業者に対するヒアリング結果等を踏まえ、公告期間の確保等に努めたところ、令和2年度に実施した入札48件(不落となった案件を含む。)のうち45件(93.8%)が複数者応札であった。また、令和2年度の一者応札は3件となり、前年度の8件を下回った。
- イ 令和2年度の同種の入札案件には, 直前の入札が一者応札であった案件が4件あったが, 令和2年度に一者応札の改善のための取組を記載したチェックリストに基づき, 入札公告の時期を早める, 公告期間の確保, 参考見積先を多くして入札参加を呼び掛けるなどしたところ, 2件について一者応札が改善され複数者応札となった。

また、残りの2件は一者応札であったものの、うち1件は直前の入札と 異なる業者が応札して契約した。

(2) 地方支分部局等における取組の推進

これまで共同調達を実施していなかった1地方出先機関において,同じ地域に所在する他省庁の地方支分部局との間で,令和2年度にコピー用紙の共

同調達を開始した。これにより、令和2年度は、地方出先機関全7か所において、同じ地域に所在する地方支分部局との間で事務用品等の共同調達を実施した。

共同調達を開始した地方出先機関は、コピー用紙の調達について、令和元年度と比較して、1箱当たりの単価が、A4サイズ用紙で平均約6%、A3サイズ用紙で平均約10%の削減ができた。

以上

重点的な取組、共通的な取組

重点印	重点的な取組、共通的な取組 令和2年度の調達改善計画							令和2年度末自己評価結果(対象期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日)									
							取組の目標					取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)			実施において		
	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の 選定理由	難易度	取組の 開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期	難易度	取組の 開始年度	実施した取組内容	進捗度	定量的	定性的	- 実施 時期	明らかとなった 課題等	今後の計画に反映する 際のポイント
0		少額随意契約の更なる改善	・費用対効果を考慮した上で、物品 購入、印刷製本及が役務提供につい で、オープンカウンター方式による 達を積極的に実施する。 達を表して、一次のカンター方式による 情報を設定電子13年 信報を必定電子13年 活用を動してな「周知するとともに調 活用を動してな「周知するとともに調 ボープンカウンター実施における問 難点の分析、その結果を踏まえた改 善に努める。	平成28年度末にオーブンカウン ター方式による調達を導入し、平 成29年度から本格導入したとこ ろ、一定の効果が表れたため。	А	H28	オープンカウンター方式による調整を令和元年度(31件) と同水學美施する。	R3年 3月まで	А	H28	・令和2年度においては、オーブンかウンター方式による調達を32件実施した (契約素者なしたなった案件を含む。)。 ・上記32件の対抗、物品線入が18件及び侵務接接が 作、印刷線大が18件及び侵務接接が 1分を含まった。(CEPS)等を表示して に低います。 に関いまするとともに、速や かに調達情報を提供するとともに、速や かに調達情報を提供するとともに、速や		・ 令和2年度におけるオーブンカウン ター方式による32件の1件当たりの参 アーブスによる32件の1件当たりの参 アーブスによる32件の1件当たりの参 ではずるを上回った。 32件中6件について、令和元年度ま では安達のなかった業者が契約者と がっておりオーブンカウンターガーンカウンター に比べて競争性の向上が図られてい る。 ・ 令和2年度において前年度に参加していなかった業 者が参加しており、競争性の確保が図 られている。		年間	-	・調達事務担当者へのオープン/ ウンター利用の開知機底を図る。
			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		/	H29				H29	・一者応札から複数者応札と改善された業件において、新規に参加した業者 に実施制を開きた。イング・機能を開また。インダー に実施制を指す。イング・機能を開また。イング・機能を開また。イング・機能を開また。イング・機能を開また。イング・機能を開また。インダー を り降の入札に活用することとした。 ・参究見様を多くするなどの対応 を 以降の入札に活用することとした。 ・参和2年度の入札において、新日の 入札が一者応札とだった案件につい 版したテェックリストを活用して開達の 版したチェックリストを活用して開達を を 別報を手を発展を作りた。 金割 によれいて事前番をを行った。	A	・令和2年度に実施した入札48件(不 液なかた2条件を含む。)の5464年 (93、98か)が複数者が4人なか。 ・令和2年度の一者の利は3件となり、 ・令和2年度の一者の利は3件となり、 前年度の3件を下凹った。 ・利本2年度の一者の大力を持ている。 ・利本3年の大力を10年間、大力を10年間 ・利本3年間、一名数年度に一条官利 の改善のための取組を空間した子ンウ ・列ストに基づき。入札公舎の時間で リストに基づき。入札公舎の時間で して入札参加でが掛けるなどした のと発していて一者の礼が改善され によりませた。 の、うち1件に直前の入札と異なる集 者が応礼して契約した。 ・本の、うち1件に直前の入札と異なる集 者が応礼して契約した。	-	年間		
	0	調達改善に向けた書姿・管理の充実 【一者芯札の改善】	・ 契約監視委員会で審議された一者 応札案件が、欠回の入札においた一 一者応札とか上場合には、契約監 被音旗について検討する。 受約監視委員会で再度審査を行い、更なる 改善旗について検討する。 ・ 契約監視委員会で示された改善策 選手器担当者所修御においてお前 する必定してノウッヤの共有を固ると ともに、必需が実施しる人の実施による機会を について契約監視委員会に報告す る。		A	H30 R1	契約監視委員会において審議された一有応礼条件が、次 随された一有応礼条件が、次 回の入礼において一者応 札となった場合には、そのを 件について契約監視委員会 で再度審査を行う。	R3年 3月まで	А	H30 R1	・契約監視委員会において、継続一者 応札案件 1件について審査を実施し、 ・調達事務担当者研修を実施し、事例 紹介を行った。	А	-	組続一者応礼案件の次回入札では、業 者の負担軽減を図ることとされた。	年間	前回に引き続き一者応札となった 来件がかられた。当該条件につい て、観楽者の社となるよう、改善策 の検討を要する。	他省庁における改善事例や行政改 基推進本部等務局の政策、契約 機要負金での指導を指案えつ つ。引き続き、取相を実施する。
			・入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からのヒアリングを実施し、一者応札となった限の分析を行い、その結果を以降の入札に活用する。 ・一者応札となった個別条件及びその要因について一覧表を作成する。			H25 H31				H25 H31	・・者店札となった案件において入札 説明書等を入手したものの店礼しな かった業者にヒアレングの協力を快覧 し、協力が得られた業者から店礼しな かった理由を確認し、デェックリストを 所した。 「おしたのでは関系体とその要 同について起観の一者店札の裏の分 権一覧」を作成するため、ピアリング 協力が得られた業者から店札しなかっ た理由を確認し、分析結果を公表する ことした。	А	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		年間		
	0	地方支分部局等における取組の推進	・費用対効果を考慮した上で、他省 庁の地方支分部局との事務用品。コ ビー明紙・ガソリン等の共同調達を 実施する。 ・他省庁の地方支分部局から、新た ・他名目等について共同調金力生業を 受けた場合は、費用対効果を考慮し た上で、共同調達の実施を検討す る。		В	H25	共同調達を実施していない品目について、費用対効果等を 踏まえて、新たな実施を検討 する。	R3年 3月まで	A	H25	令和2年度において、新たに、1地方事務所において、コピー用紙の調達について、同じ地域に所在する他省庁の地方交分部局との間で共同調達を開始した。		当委員会の全7地方事務所・支所において同じ地域に所在する他省庁の地方 文分部局との間で12世一用品等の共同 調査を実施した。左記事務所は、22世 共同観達により、左記事務所は、22世 規模していて、今和元年度と比 載して、指着当たりの単版が、A4サイズ 用紙で平均的96、A3サイズ用紙で平均約10%の削減ができた。	実施により、その都度、事業者への見 積依頼を行う必要がなくなったことによ り、左記事務所における事務の効率化 が図られた。	年間	小規模な地方事務所・支所が共同調達の幹事となる場合には、事務 負担が増加する。	費用対効果を考慮した上で、共同 調達の対象品目の拡大を検討する 必要がある。
	0	電力調達、ガス調達の改善	該当なし														

その他の取組

調達改善計画		令和2年度末自己評価結果(対象期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日)					
具体的な取組内容		特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)				
	区分		定量的	定性的			
1 随意契約の事前審査の実施等 ・ 競争性のない随意契約のうち一定金額以上のものについては,原則として,引き続き,随意契約審査委員会において,契約の適否等について事前の審査を実施 ・ 随意契約審査委員会の対象案件について,仕様書の見直しの検討,価格交渉の実施等により,適正な価格による調達を実施(チェックシートの活用)	継続		_	_			
2 契約の事後検証の実施少なくとも半期に1回,契約監視委員会において,調達の手続,契約の内容等について外部有識者による検証を実施契約監視委員会における指摘事項に基づく調達の改善	継続		_	_			
3 汎用的な物品・役務における共同調達等 ・ 費用削減効果が見込まれる品目について,法務省等との共同調達を引き続き実施	継続		_	_			
4 国庫債務負担行為の活用 ・ 情報システム関係の調達を主として、全体費用の低下を図るため、 国庫債務負担行為による複数年度契約を引き続き実施	継続		_	_			
5 調達事務担当者に対する研修の実施 ・ 調達事務担当者の適正調達の意識向上を図るための研修を実施 ・ 職員の調達改善の意識向上のため、調達改善の基本的な考え方をイントラネットに掲示	継続		_	_			

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【池谷 修一(公認会計士】 意見聴取日【令和3年6月25日】

外部有職者の氏名・伎職【池谷 修一(公認会計工】	息兒聰取口【予和3年0月23日】	
意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 少額随意契約について、オープンカウンター方式	○ 定量的分析も分かりやすく,オープンカウンター	○ オープンカウンター方式による調達の対象は,品
を積極的に活用し,成果を挙げているか。また,オー	方式を積極的に実施し成果を上げていると認められ	質の確保に努めながら,参加業者数等の検証を行うな
プンカウンターの実施において問題点がある場合,改	る。	ど,調達の実施状況を踏まえて,引き続き,競争性の
善しているか。	一方,今回契約業者なしとなった案件の検討及び対	確保に努める。
	応が望まれる。	契約業者なしとなった案件については,仕様書を入
		手したが見積り合わせに参加しなかった複数の業者に
		理由を問い合わせたところ,これらの案件は,パソコ
		ン周辺機器の調達であり,コロナ禍による一部の物品
		の品不足が原因とみられたことから,当該物品を仕様
		書から除外して見積り合わせを再度行う,又は,見積
		り合わせの時期を再検討するといった対応をした。
┃ ○ 一者応札について,応札した業者及び入札説明書	 ○ 定量的分析も分かりやすく,過去の経験に基づく	○ 引き続き,一者応札の要因分析を行い,一者応札
┃ ┃を取り寄せたが応札しなかった業者からのヒアリング	ー チェックリストも成果の持続性向上に大きく貢献する	とならないよう取り組む。また,連続して一者応札と
■ を踏まえ,チェックリストを作成し入札に活用する等	と評価する。	なった案件については,契約監視委員会の審議対象と
の取組は,競争性の向上につながるものとなっている	今年度の改善成果及び課題分析(一者応札になった2	し,同委員会での指摘を踏まえて改善に取り組む。
か。	件の分析結果)によるチェックリストの充実を期待す	
	る。	
1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 契約監視委員会の審議対象案件は,的確に抽出さ	○ 「一者応札の要因分析一覧」に基づくチェックリ	○ 引き続き,一者応札となった案件の要因を分析
れているか。また、審議結果は、有効にいかされてい	ストは過去の経験則をいかすのに有効であると高く評	し,事案に応じた改善方法を検討して取り組む。ま
るか。	価する。	た,契約監視委員会の指摘を踏まえて適切な調達に努
	一方,市場経済は日々変化する(現在は継続するコ	める。
	ロナ禍)ので,継続的分析による流動的な市場対応も	
	不可欠である。	
ついて,どのような拡大を検討すべきか。	○ 改善による成果は、年度単位では大きな金額にならないかもしれないが、毎年継続し累計される点では重要である。 共同調達のコスト面の分析によるミニマイズ、有効な方策の横展開を検討していくべきである。	○ 共同調達について、費用対効果を考慮した上で、 新たな品目等の実施を検討する。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【中村 豪(東京経済大学 経済学部 教授)】 意見聴取日【令和3年6月22日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 少額随意契約について,オープンカウンター方式	○ 新規の応札者が一定数みられ,競争性の維持・向	○ 引き続き,参加業者等の検証を行うなど調達の実
を積極的に活用し,成果を挙げているか。また,オー	上に役立っているといえる。引き続き多様な応札者の	施状況を踏まえて,競争性の確保に努める。
プンカウンターの実施において問題点がある場合,改	開拓につながるよう,取組を継続されるのがよいと考	
善しているか。	えられる。	
○ 一者応札について,応札した業者及び入札説明書	○ 潜在的な参加者がより応札しやすい工夫を探る上	○ 引き続き,チェックリスト等を活用し,応札しや
を取り寄せたが応札しなかった業者からのヒアリング	で、ヒアリングに基づくチェックリストの作成は意義	すいように工夫する。一者応札となった案件について
を踏まえ、チェックリストを作成し入札に活用する等	があると考えられる。ただし,一者応札となる理由が	は,契約監視委員会の審議対象とし,同委員会の指摘
の取組は,競争性の向上につながるものとなっている	公告のあり方等では対応し切れないものである場合,	を踏まえて改善に取り組む。また,応札できる業者が
か。	より根本的な対応を検討する必要もあるのではない	限られるような案件の場合は,より多くの業者が応札
	か。	できるよう,発注内容の見直しを検討する。
○ 契約監視委員会の審議対象案件は,的確に抽出さ	○ 課題抽出は的確であると考えられる。	○ 引き続き契約監視委員会の指摘を踏まえて適切な
れているか。また、審議結果は、有効に生かされてい		調達に努める。
るか。		
┃ ○ 地方事務所における共同調達の拡大を図る取組に	│ ○ 省庁によらず汎用性の高いもの,単独で発注しよ	○ 共同調達について、費用対効果を考慮した上で、
ついて、どのような拡大を検討すべきか。	うとすると応札者が余り多くならないものなどは,共	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	「同調達で発注ロットを大きくすることが有効かもしれ	·
	ない。	
	- •	

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:令和2年4月1日~令和3年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【南島和久(新潟大学 法学部 教授(副学部長)】 意見聴取日【令和3年6月28日】

意見聴取事項	意見等	- 意見等への対応
○ 少額随意契約について,オープンカウンター方式	○ 競争性・透明性の向上の効果が確認できることか	○ 引き続き,オープンカウンター方式による調達の
を積極的に活用し,成果を挙げているか。また,オー	ら,当面,有効な手段として捉えることができる。	の実施状況を踏まえて、品質の確保に努めながら、競
プンカウンターの実施において問題点がある場合,改		争性の確保に努める。
善しているか。		
○ 一者応札について,応札した業者及び入札説明書	○ 原因の検証,チェックリストの活用等の取組は実	○ 引き続き,一者応札の要因分析を行い,一者応札
を取り寄せたが応札しなかった業者からのヒアリング	際の競争性の向上に着実に貢献している。著作権がら	とならないよう取り組む。
を踏まえ、チェックリストを作成し入札に活用する等	みの案件については技術的な難しさもあるということ	また,クリッピング業務に関しては,著作権につい
の取組は,競争性の向上につながるものとなっている	であった。実務上のコストも考慮したい。	ての許諾の取得が困難,かつ,時間等を要する事情が
か。		あるほか,人員の確保,納入時間への対応等の要因も
		検討する必要がある。他方,外注したことにより広報
		担当職員の作業負担が軽減し,午前10時頃には事務総
		局内で成果物を共有できている。これらの状況も踏ま
		えて次回の契約監視委員会の審議対象とし,同委員会
		での指摘を踏まえて改善に取り組む。
○ 契約監視委員会の審議対象案件は,的確に抽出さ	○ これまでの公正取引員会側の対応は適切かつ妥当	○ 引き続き契約監視委員会の指摘を踏まえて適切な
れているか。また、審議結果は、有効にいかされてい	なものである。	調達に努める。
るか。		
〇 地方事務所における共同調達の拡大を図る取組に	○ 共同調達は一定の効果があるが,画一的に拡大す	○ 共同調達について,費用対効果を考慮した上で,
ついて,どのような拡大を検討すべきか。	るのではなく各事務所の規模も考慮しつつ適正な業務	新たな品目等の実施を検討する。
	負担の上で実施するよう努められたい。	

一者応札の要因分析一覧

No.	件名	落札方式	入札日	契約締結日	契約相手方の名称	公告期間	契約金額 (円,税込み)	要因	対応策
1	令和2年度新聞記事のクリッピング等業務	一般競争入札	R2.5.28	R2.6.1	(㈱エレクトロニック・ラ イブラリー	15	1,304,270	継続一者応札案件のため、前回、入札を辞退した業者からの聴取結果から、納入時間を延長する等の対策を講じた。他方、今回、入札を辞退した業者からは、コロナ禍で相手先の人員が少ない、入札までに仕様を満たすために必要な条件が整わない等を挙げていることから、新聞記事のクリッピングという性質上、著作権使用許諾を得なければ入札に参加できない業務であるところ、新聞社各社とのやり取りに時間が掛かるなどの事情により一者応札となったものと思われる。	著作権使用許諾の手続については、公正取引委員会では 関与できず、新聞社各社とクリッピング業者とのやり取りに なってしまう。このため、著作権許諾の関係では、業者側の 準備期間を十分に確保する。
2	液晶モニター等の調達	一般競争入札	R3.1.19	R3.1.20	株式会社ゼック	28	6,113,514	入札を辞退した業者の多くは、仕様を満たす台数、部品の確保等納期までの納品が困難であることを理由として 挙げている。よって、当該事情により一者応札となったものと想定される。	より多くの業者に応札してもらえるよう、発注から納期までの期間を十分に確保したり、入札に参加できそうな(新規) 事業者に幅広く声掛けする。
3	令和3年度新聞記事のクリッピング等業務	一般競争入札	R3.3.1	R3.4.1	㈱エレクトロニック・ラ イブラリー	32		入札を辞退した業者は、著作権許諾の締結を要因として おり、そのうち1者は、依頼された第3者に許諾するもので はないとの説明を受けたことを理由として挙げている。	著作権使用許諾の締結手続に十分と思われる期間を設けたにもかかわらず一者応札となった背景には、入札説明書の交付を受けた業者が極めて少なく、コロナ禍における業者の一時的事情による可能性がある。ところ、引き続き業者側の準備期間に配慮することとしたい。他方で、引き続き一者応札した案件のため、契約監視委員会の審査対象案件として改善に取り組む。